



## 全ての飲食店に消火器の設置が義務付けられます！



●消防法改正により面積に関わらず火を使用する全ての飲食店に消火器の設置が義務付けられました。

### 改正理由・改正内容

・新潟県糸魚川市の大規模火災を踏まえて、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店においては面積に関わらず原則として消火器の設置が義務付けられました。

改正前：延べ面積150㎡以上の飲食店は消火器の設置が必要



改正後：延べ面積に**関わらず全ての飲食店**に消火器の設置が必要

### 施行期日

・**2019年10月1日**から設置が義務付けられます。この期日までに消火器をご用意下さい。

### 消火器設置が免除となる場合

・総務省令で定める防火上有効な措置がなされている設備又は器具については設置の必要はありません。

～ 例 ～

- ・調理油加熱防止措置
- ・自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- ・その他の危険な状態の発生の防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（カセットコンロに標準装置されている圧力感知安全装置等）



Siセンサーコンロ



自主基準適合マーク

※新たに購入される場合はSiセンサーマークや自主基準適合マークが目印となります。

### 点検等について

・消火器を設置すれば法令に基づき6ヶ月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することが義務づけられています。

→[自ら行う消火器の点検報告支援パンフレット（外部リンク）](#)

→[消火器点検アプリのご案内（総務省消防庁リンク）](#)

→[消火器点検結果報告書の様式](#)

お問い合わせ先 泉大津市消防署 予防係 TEL 0725-33-4482（直通）